

はじめに

東京都教育委員会では、昭和40年代に深刻化した公害とその対応について、副読本「公害の話」を発行し、公害問題を端緒に環境への意識啓発に取り組み始めました。その後、公害防止の進展や新たな環境問題の発生など社会状況の変化に伴い、児童・生徒に消費者として環境に深くかかわる存在であることの自覚を高める必要から、副読本の改訂や、ホームページ上での環境教育資料の提供を行ってきました。

平成22年3月には、地球温暖化防止が地球規模の環境問題となったことを踏まえ、教科や総合的な学習の時間における環境教育の構想のヒントになるよう「環境教育カリキュラム」を開発いたしました。このカリキュラムの策定からおよそ10年の間には、平成23年に「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」が公布され、平成27年に「持続可能な開発目標（SDGs）」が国連で採択されました。また、平成29年に告示された小・中学校学習指導要領においても、「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられており、各教科等においても関連する内容が盛り込まれました。

このような状況を踏まえ、各小・中学校における環境教育の充実を目的に、先に開発した「環境教育カリキュラム」を見直し、環境教育を持続可能な開発のための教育（ESD）やSDGsと関連付けるとともに、新学習指導要領の趣旨や内容を踏まえた環境教育指導資料を作成することといたしました。

本指導資料は、理論編、実践編、資料編の三つの内容で構成し、ESDの取組やSDGsが示す理念に触れ、環境教育の基本的な考え方を示しました。また、環境教育を通して、何を教えるのか、子供たちにどのような資質・能力を身に付けさせていくのかを明確にした指導例や、指導の際に参考となる情報を掲載しました。

各学校において、本指導資料を活用し、子供たちが身近な環境問題を解決するために、自分たちにできることを考えるとともに、世界全体で目指すべきSDGsの達成に向けて、社会の仕組みの在り方を考える実践等を通して、持続可能な社会や明るく希望のある未来の実現に寄与することを期待しております。

最後に、本指導資料の作成に際し、御協力いただいた方々に、心から感謝申し上げます。

令和2年3月

東京都教育庁指導部長
増田正弘